

《新旧対照版》

多可町 運動施設の使用にかかる新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年6月3日 改定
令和2年6月19日 改定

※令和2年6月3日改定、令和2年6月3日より適用します。

※令和2年6月19日改定、令和2年6月22日より適用します。

本ガイドラインは、下記の方針・ガイドラインの趣旨を踏まえ、町内全施設の全ての運動施設の使用を対象とするものです。

・政府：

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日)
(令和2年5月4日変更 令和2年5月25日変更)

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議：

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
(令和2年5月4日 令和2年5月29日)

・スポーツ庁：

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(令和2年5月14日 令和2年5月25日改訂)

・兵庫県：

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和2年6月18日改定)

1. 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

使用者は、発熱等の風邪の症状がみられる場合、体調がすぐれない場合は、来館参加をしないでください。

(2) 感染経路を絶つこと

使用者は、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

2. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月19日に示した『集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場』を避けるための提言

- 1)換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- 2)多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- 3)近距離での会話や大声での発声ができるだけ控える（密着しない）

上記の提言を踏まえ、使用者は以下の条件により使用してください。

(1) 屋内施設は換気の徹底（密閉しない）

- ・こまめな換気を実施すること。可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ・それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行うこと。

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- (3) 直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わないこと。（密着しない）
- ・運動時以外は、マスクを装着するなど咳エチケットを徹底すること。

3. 上記1. 2. の対策・対応を踏まえ、当面下記の条件により運動施設等の使用を許可します。

使用条件 兼 チェックリスト

(1) 基本的な感染症対策の実施

- ①発熱等の症状がみられる場合、来館参加をしないよう周知します。
- ②使用者に使用前の手洗いや咳エチケットを徹底します。
- ③使用後に不特定多数が触れる箇所（ドアノブ・電気スイッチ等）を施設備え付けの薬剤等で消毒を行います。

(2) 密閉しない（屋内施設の場合）

- 2方向の窓を同時に開けて使用します、または1時間に10分は窓を開けて換気を行います。
- (3) 密集しない
- (4) 密着しない
- (5) 参加者名簿を作成し、提出します。
(感染者が出た場合に追跡を可能にするため、連絡先を把握します。)

↑

このガイドラインを確認した旨を□にチェックし、使用前に提出してください。

上記の使用条件を確認し、必要な対策を講じることを誓約したうえで、使用許可申請します。

団体等名称	
申請者	
連絡先	

~~注) 施設ごとの詳細な使用条件(使用の可否)は別に定めますので、申請前にそちらも確認してください。~~